

## 第5回国民経済計算体系的整備部会 議事概要

1 日 時 平成29年5月30日（火）11:35～11:55

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

### 【委員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、北村 行伸、  
関根 敏隆、野呂 順一

### 【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交  
通省、日本銀行、東京都、長野県

### 【事務局】

（総務省）

横山官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官  
政策統括官（統計基準担当）室：澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：山岸企画調査課長補佐

4 議 事

（1）SUTタスクフォースの設置について

（2）その他

5 議事概要

（1）SUTタスクフォースの設置について

事務局から資料に基づき説明がされ、SUTタスクフォースの設置について、資料  
に記載の案で適当とされた。

（2）その他

ア 金融審議会における四半期開示に関する議論について

事務局から参考1-1から参考2-2に基づき、金融審議会における四半期開示に  
関する議論の説明がされた後、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・参考2-2の3ページ「四半期決算短信の開示時期について」の記述によると、30  
日以内の開示が求められているのは決算期末の短信のみで、四半期決算短信につい

ては金商法に基づく四半期報告と同様に早期化の対象ではないという理解でよいか。決算期末の決算短信が30日以内に開示されるようになれば、四半期決算短信の開示も早まるだろうと期待しているということか。

→御指摘のとおり。東京証券取引所は決算短信（事業年度末、四半期）の早期化を要請しているが、決算期末短信は30日と踏み込んだ日付を示している一方で、四半期決算短信は具体的な日付を提示していない。

・前回部会の発言で、決算期末短信と四半期決算短信のルールについて、若干混乱していた点は訂正したい。中間取りまとめの文言については異論ない。一方で、報道によると、企業が実際に四半期決算短信を簡素化して報告したところ、アナリストやメディアから開示項目が足りないと批判が出ており、このまま簡素化できるかどうかという疑問もある。「動向との整合性」とあるのは、早期化も期待できるが、決算短信の中身と法人企業統計の調査票の定義とがかい離する心配もあるという両面で理解したいと思う。

→企業の四半期開示の動向も見て、法人企業統計の試験的な調査でどれくらいの情報がとれるかということも考えていきたい。

#### イ 法人企業統計の母集団名簿について

統計委員会において、本議案を事業所母集団データベースの整備の一環として基本計画部会のWGで審議するよう委員長から提案があり、承認されたことを受けて、1) 今後、本議案をWGで審議すること、2) WGに所属していない委員も、希望があればWGに参加可能であること、3) WG参加の有無に係わらず各委員へは資料を送付することが部会長から委員へ説明され、了承された。

#### ウ 次回の日程

次回の部会は、検討中であり、後日改めて連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>